

怪しいもうけ話に注意



1

簡単にもうかる うまい話はない!

- 「簡単に稼げる」「もうかる」と言われても契約しないこと。
情報商材は買うまで中身が分からない。
買っても簡単にもうかるとは限らない。
- 実際に成功したという人物が登場する広告を信用しない。
- 情報商材を購入後に、高額な副業サポート契約を勧められる場合が多いので、もし勧誘を受けたらきっぱりと契約を断ろう。
- マッチングアプリなどで知り合った人から、暗号資産を使ったもうけ話などを勧められることもある。



2

借金をしてまで 契約しない!

- 「お金が無い」と言って断ろうとしても、クレジットカードやリボ払いなどを利用させたり、学生ローン等の借金を求められることがある。
- 「すぐに元が取れるから大丈夫」などと言われても、「契約しない」とはっきり断ろう。



情報 商材

情報商材とは、インターネット通販などで副業、投資やギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して販売されている情報のこと。PDFや動画、メールマガジン、アプリ、冊子、DVD等のさまざまな形式がある。SNSやネット上の広告をきっかけに購入してしまうケースが多い。

3

『18歳で大人』に!

- 成人になると、1人で契約できる反面、原則として一方的に契約をやめることができない。未成年者取消もできないため、契約するかどうか慎重に考えよう。
- 不安に思ったら、その場で契約せず家族や消費生活センター等「188」に相談しよう。



困った時は、
消費者ホットライン

い や や
☎188にご相談を!
最寄りの相談窓口
電話がつながります

お住まいの自治体の相談窓口